

## 愛媛大学学生準則

平成16年 4月 1日  
制 定

### 第1章 宣誓書、保証書及び身上報告書等

#### (宣誓書)

第1条 愛媛大学（以下「本学」という。）学生となる者は、所定の宣誓書を入学手続きのときに、学長に提出しなければならない。

#### (保証書)

第2条 本学学生となる者は、父母又はこれに準ずる者を保証人とする所定の保証書を入学手続きのときに学長に提出しなければならない。

2 保証人又は保証人の住所、その他に異動があったときは、当該学生は直ちに所定の保証書記載事項変更届を学長に提出しなければならない。なお、保証人を変更したときは、その保証人の保証書を併せて学長に提出するものとする。

#### (学生記録等)

第3条 本学学生となる者は、所定の学生記録、入学資格に関する証明書及び写真を入学時に学長に提出しなければならない。

#### (氏名の変更)

第4条 学生は、氏名を変更したときは、直ちに所定の氏名変更届を学長に提出しなければならない。

### 第2章 学生証

#### (学生証の交付及び返付)

第5条 入学手続きを完了した者には、入学後に学生証を交付する。

2 学生証の有効期間が満了したときは、直ちに学長に申し出て、改めて学生証の交付を受けなければならない。

3 学生証を紛失したとき又は著しく損傷したときは、直ちに所定の学生証再交付願を、学長に提出して、再交付を受けなければならない。

4 卒業又は退学等により学生の身分を失ったときは、直ちに学生証を返付しなければならない。

#### (学生証の所持)

第6条 学生は、常に学生証を所持し、本学職員の請求があったときは、呈示しなければならない。

2 学生証は、他人に貸与し又は譲渡してはならない。

3 学生証を所持していない者に対しては、教室、研究室、図書館等本学施設の使用を禁止することがある。

### 第3章 学生生活担当教員

#### (学生生活担当教員)

第7条 学生は、円滑な学生生活を送るため、学部が定める方法により選任された学生生活担当教員の指導・助言を受けるものとする。

#### 第4章 宿所

(宿所)

第8条 学生は、毎学期始めの所定の期日までに、所定の手続により宿所を、所属する学部長に届出しなければならない。

2 学生は、宿所を変更したときは、その都度直ちに所定の手続により宿所を、所属する学部長に届出しなければならない。

#### 第5章 健康診断

(健康診断)

第9条 学生は、本学が行う健康診断を毎回受診しなければならない。

2 学生は、健康診断の結果に基づき本学が行う指示に従わなければならない。

#### 第6章 学生団体

(設立の承認)

第10条 学生が、学内において学生の団体(以下「学生団体」という。)を設立しようとするときは、所定の学生団体設立願にその団体の趣旨、目的、事業等を明らかにした規約、学生団体調書等指定された書類を添えて、学長に提出し承認を受けなければならない。ただし、その団体の構成員が1学部に限られるときは、設立願等を当該学部長に提出し承認を受けなければならない。

2 新たに設立を希望する学生団体は、次に掲げる各号に留意の上、必ず責任者及び本学教員である顧問を置くこととする。

(1) 複数の学生団体の責任者を兼任することはできないものとする。

(2) 顧問となる教員は、本学の専任教員とする。

(3) 複数の学生団体の顧問を兼任する場合は、当該学生団体を含め3団体以内とする。

3 構成員は、10人以上の本学学部学生とする。

(学生団体承認の有効期間)

第11条 前条に規定する学生団体承認の有効期間は、当該学生団体が承認を受けた日から翌年度の5月末日までとする。

2 学生団体承認の有効期間を超えて存続することを希望する学生団体は、毎年度5月末日までに、所定の学生団体承認期間更新願に必要書類を添えて、学長又は所属する学部長(以下「学長等」という。)に提出し、承認を受けなければならない。

(学生団体の責任者等の変更及び解散の届出)

第12条 学生団体が承認を受けた期間内に責任者又は顧問教員を変更した場合には、所定の学生団体責任者等変更届を学長等に提出しなければならない。

2 学生団体が解散するときは、所定の学生団体解散届を学長等に提出しなければならない。

(罰則)

第13条 第21条及び学長告示等に反し、著しく本学の名誉を毀損した学生団体に対し、学長は次の措置をとることがある。

- (1) 承認取消し
- (2) 活動停止
- (3) 嚴重注意

2 承認取消し又は活動停止となった学生団体は、共用施設使用の権利を失うものとする。  
(安全管理)

第14条 学生団体は、安全管理及び事故防止に努めなければならない。

2 課外活動中に事故が発生した場合、当該学生団体は当事者の安全確保及び医療機関、大学、家族等関係先への連絡を行うとともに、課外活動事故報告書を速やかに教育・学生支援機構長及び当事者の所属する学部長へ提出しなければならない。また、当該学生団体は、事故発生日より起算して1ヶ月以内に、教育・学生支援機構長及び当事者の所属する学部長へ再発防止策を提出しなければならない。

## 第7章 合宿・遠征、集会・行事等

(合宿・遠征)

第15条 学生団体が合宿又は遠征するときは、所定の合宿・遠征届を学長等に提出しなければならない。

(集会・行事等)

第16条 学生又は学生団体が、学内において集会又は行事等(集団示威行動を含む。以下同じ。)を開催しようとするときは、実施する日の3日前までに、所定の集会・行事等開催届を学長等に提出しなければならない。

2 前項の集会・行事等開催届を提出するときは、あらかじめ当該の集会又は行事等に使用しようとする施設(屋外を含む。)の管理者の承認を受けなければならない。

(留意事項)

第17条 学生又は学生団体が、学内において前条に規定する集会又は行事等を開催するときは、本学の教育、研究、診療等に支障がないよう、また施設、設備及び環境を損なうことがないようにしなければならない。

## 第8章 掲示物及び拡声器の使用

(掲示物)

第18条 学生又は学生団体が、学内においてビラ、ポスター及び立看板等(以下「掲示物」という。)を掲示するときは、当該掲示物に掲示年月日及び掲示責任者名(学生団体である場合には、学生団体名)を明記して、所定の場所に行わなければならない。

2 掲示の期間は1週間以内とし、掲示の期間を経過した掲示物は、当該掲示責任者が速やかに撤去しなければならない。

3 掲示物は、危険を伴ったり、美観を損ねるものであってはならない。

4 第1項又は第2項の規定にかかわらず、掲示物の掲示場所及び掲示期間については、掲示しようとする施設の管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

(拡声器の使用)

第19条 学生又は学生団体が、学内において拡声器を使用する等音響を伴う行為をしようとするときは、教育、研究、診療等に支障がないようにしなければならない。

## 第9章 諸施設の使用

(諸施設の使用)

第20条 学生又は学生団体が、本学の諸施設を使用するときは、当該施設の使用に係る規則の定めるところに従わなければならない。

## 第10章 秩序及び風紀

(秩序及び風紀)

第21条 学生は、個人的及び集团的行動において、法令及び学内諸規則を遵守し、学内の秩序又は風紀を乱すようなことがあってはならない。

## 第11章 雑則

(所定様式)

第22条 この準則に基づく所定様式は、教育・学生支援機構長が別に定める。

2 前項の所定様式に記載された個人情報については、利用目的の達成に必要な範囲内で使用するものとする。

(読み替え)

第23条 この準則を大学院の学生に適用するに当たっては、次の各号の区分に従って読み替えるものとする。

(1) 第8条第1項及び第2項については、「所属する学部長」とあるのは「所属する研究科長」

(2) 第10条については、「所属する学部長」とあるのは「所属する研究科長」、「2学部以上」とあるのは「2研究科以上又は研究科と学部」

(3) 第11条第2項については、「学長又は所属する学部長(以下「学長等」という。)」とあるのは「学長又は所属する研究科長(以下「学長等」という。)」

(準用)

第24条 この準則は、研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生及び受託研究生等についても準用する。

## 附 則

1 この準則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この準則施行の際、既に提出されている宣誓書、保証書、学生記録、学生生活担当教員届及び宿所届は、この準則の規定によって提出されたものとみなす。

3 この準則施行の際、既に交付されている学生証は、この準則の規定によって交付されたものとみなす。

4 この準則施行の際、既に承認されている学生団体は、この準則の規定によって承認されたものとみなし、その承認期間は平成16年5月末日までとする。

## 附 則

この準則は、平成16年11月16日から施行する。

附 則

この準則は、平成17年9月14日から施行する。

附 則

この準則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、平成24年11月28日から施行する。